

都道府県警備業協会 各位

重大労災事故事例 (No. 28)

(被災区分)

死亡・重傷

(被災者の属する企業)

所在都道府県	従業員数
神奈川県	37名

(被災者)

No.	性別	年齢	経験年数	警備業関係取得資格	
①	男	59	20年	なし	
②	男	70	13年	なし	

(被災状況)

事故発生日時・天候	令和 6 年 12 月 2 日 (月) 午前 5 時 0 分頃 天候 晴
事故発生場所 (国・県道等の別)	横浜市鶴見区大黒ふ頭
当事者	①被災警備員 (重傷) ②被災警備員 (死亡) ③トレーラー (60代男性運転)
事故の概要	①と②は、埠頭内のゲート扉解放業務に従事していた。観音開きのゲート扉を開放するため、①がゲートの中央で両ゲート扉を固定している鎖を解き、①と②がそれぞれ左右A Bの扉を担当して開放しようとしたところ、③が閉鎖中のゲートに気付かず扉Aに衝突した。①はその衝撃で突き飛ばされ、扉Bと②に衝突し、さらに扉Bが②に衝突したものの。①②ともに救急搬送され、①は左中指及び小指骨折、左足打撲で全治3ヶ月の重傷、②は頭蓋骨骨折・脳挫傷等により搬送先の病院で死亡が確認された。
現場略図	

<p>教訓事項</p>	<p>1 時間で規制している道路でも車道であれば、車両が突進してくる可能性があることを理解する。 2 ゲート扉を開放するという課された任務があっても、それだけに集中せず、周囲を警戒するとともに、車両の突進に備え、自身の身を守れる場所を選定して対応する。</p>
<p>今後の対策</p>	<p>1 本事故および教訓事項を関係者に周知するとともに、同様の事故が発生し内容再発防止教育を行う。 2 本業務は、1号警備業務であるが、日頃、全警協から配信されている重大労災事故事例の「交通誘導警備業務における車両突入事故」についても、自社の業務に置き換え、警備員へ指導・教育する。</p>
<p>備考</p>	